



Clarivate 標準契約条項

越境データ移転 – GDPR、UK GDPR、FADP 及び代替移転メカニズムを遵守するための標準契約条項

本標準契約条項（「SCC」）における Clarivate への言及は、本 SCC が組み込まれている合意の当事者である Clarivate の法人、又はその関係会社を指します。

オプション 1：両当事者が管理者として行動します。

当事者間の契約（「本合意」）に基づく越境データ移転。

- 1. 本合意の当事者**（単独で「当事者」又は総称して「両当事者」といいます）間における越境データ移転 Clarivate は、本合意に基づく当事者の個人データの処理に適用されるあらゆるデータ保護及びプライバシー法（「データ保護法」）の下で、当該データ保護法に基づく越境データ移転の規定を遵守することを条件として、サービスに関連して処理される個人データ（「個人データ」）を、第三国に拠点を置くデータ受領者に移転することができます。
- 2. GDPRに基づくデータ移転** 本合意の一方当事者（単独で「当事者」又は総称して「両当事者」といいます）が欧州連合（「EU」）／欧州経済領域（「EEA」）の域外に拠点を置き、本合意に基づいて提供されるサービスに関連して処理される個人データ（「個人データ」）を受け取る場合であり、当該個人データが EU 一般データ保護規則（「GDPR」）によって保護されている場合、GDPR 第 45 条(3)の意味する範囲において適格性の判断が当該移転に適用されない範囲で、両当事者は本合意を締結することにより EU SCC を締結することに同意するものとします。従って、欧州委員会によって採択され、隨時更新される [GDPRに基づく第三国への個人データ移転に関する標準契約条項](#)（「EU SCC」）、特にモジュール 1（管理者間）は、本合意に組み込まれているとみなされるものとし、EU/EEA 域外に拠点を置く当事者は「データ輸入者」、他方当事者は「データ輸出者」となります。特に、両当事者は以下の通り合意するものとします。
(i) EU SCC の第 7 条は適用されないこと。
(ii) 本合意で特定された加盟国の法律が適用されること。加盟国の法について合意に至らない場合は、アイルランドの法律が適用されること。
(iii) 紛争解決機関は存在しないこと（第 11 条）。
(iv) 第 18 条の裁判所の選択は、本合意において合意される通りとし、加盟国の裁判所について合意に至らない場合は、アイルランドの裁判所とすることに合意すること。EU SCC の Annex 1 は以下の通りとします。
(i) セクション A に基づき、一方当事者は「データ輸出者」となって管理者の役割を担い、他方当事者は「データ輸入者」となって管理者の役割を担うものとします。両当事者の住所と連絡先担当者は本合意、注文書、又は更新通知に記載の通りとします。
(ii) セクション B に基づき、移転の説明（個人データが移転されるデータ主体のカテゴリ、移転される個人データのカテゴリ、機微データの移転（該当する場合）、移転の頻度、処理の内容、データ移転とさらなる処理の目的、保持期間又は保持基準。（副）処理者への移転の場合は主題、処理の内容と期間）もあわせて）を本合意に規定するか、[Clarivate のデータ処理に関する追加条件](#)の Appendix A（データ処理の詳細）に定めるものとします。
(iii) セクション C に基づき、管轄の監督当局は、EU SCC の第 13 条で特定されているデータ輸出者、及び／又は Clarivate の EU スペイン代表（Agencia Española de Protección de Datos (AEPD)）に対する管轄権を有する当局とします。EU SCC の Annex 2 に基づいて必要とされる情報については、本合意に規定するか、[Clarivate のデータ処理に関する追加条件](#)の Appendix B（技術的及び組織的対策）で定めるものとし、これは輸入者に適用されるものとします。
- 3. UK データ移転** 一方当事者がイギリス（「英国」）外に拠点を置き、英国で採択された GDPR（「英國 GDPR」）に基づき保護される個人データを受け取る場合で、英國の十分制認定に関する規則に基づき十分制認定が適用されない範囲で、両当事者は、英國データ保護機



関によって発行された「EU 委員会標準契約条項への国際データ移転に関する補遺（バージョン B1.0、2022 年 3 月 21 日発効）」（「英国補遺」）により改正された段落 2 で規定されている形式で EU SCC を締結することに合意するものとします。これは、参照により本合意に組み込まれたとみなされます。

4. **FADPに基づくデータ移転** 一方当事者がスイス国外に拠点を置き、スイス連邦データ保護法（「**FADP**」）に基づいて個人データを受領する場合において、FADPに基づく十分制認定が適用されない範囲で、両当事者は、段落 2 で規定されている形式で EU SCC を締結することに合意します。当該段落は以下のように修正されるものとします。
(i) GDPRへの言及は、FADPの対応する規定を指すものと解釈されます。
(ii) 「EU」、「連合」、「加盟国」、及び「加盟国の法」への言及は、場合により、スイス及びスイス法を指すものと解釈されます。
(iii) Annex I に記載されている管轄の監督当局は、Eidgenössischer Datenschutz- und Öffentlichkeitsbeauftragter とします。
(iv) スイス法が適用されます（第 17 条）。
(v) 第 18 条の裁判所及び管轄の選択は、スイスとします。
(vi) 第 18 条(c)の「加盟国」という語は、いかなる形式であれ、スイスに居住地を置くデータ主体が補償を請求することを禁止するものと解釈してはなりません。
5. **優先性** 両当事者は、本合意に基づくサービスに関して両当事者がこれまでに合意した個人データの越境移転を規制する既存の条項が本条に置き換えられることに合意します。個人データの処理に関して本条と本合意の残りの部分との間に矛盾又は齟齬が生じた場合、以下の文書の規定が（以下の順序で）優先されるものとします。
(i) EU SCC。
(ii) 本条。
(iii) 該当する範囲で、本書において参照されている Clarivate のデータ処理に関する追加条件の特定の Appendix。
(iv) 本合意の残りの部分（ここに定められた優先順位に従って解釈されるものとします）。

オプション 2 : Clarivate は処理者として行動し、特定の点においては管理者として行動します。他方当事者は管理者として行動します。

当事者間の合意（「本合意」）に基づく越境データ移転。

1. **本合意の当事者**（単独で「当事者」。又は総称して「両当事者」といいます）間における越境データ移転 Clarivate は、本合意に基づく当事者の個人データの処理に適用されるあらゆるデータ保護及びプライバシー法（「データ保護法」）の下で、当該データ保護法に基づく越境データ移転の規定を遵守することを条件として、サービスに関連して処理される個人データ（「個人データ」）を、第三国に拠点を置くデータ受領者に移転することができます。
2. **GDPRに基づくデータ移転** Clarivate が欧州連合（「EU」）／欧州経済領域（「EEA」）の域外に拠点を置き、EU 一般データ保護規則（「**GDPR**」）に基づいて保護される個人データを受領する場合において、GDPR 第 45 条(3)の意味において十分制の認定が移転に適用されない範囲で、両当事者は本合意を締結することにより、欧州委員会が採択し、隨時更新される GDPRに基づく第三国への個人データ移転に関する標準契約条項（「**EU SCC**」）を締結することに合意します。EU SCC、特にモジュール 1（管理者間）及びモジュール 2（管理者と処理者間）は、本合意に組み込まれているとみなされるものとし、EU/EEA 域外に拠点を置く当事者は「データ輸入者」、他方当事者は「データ輸出者」になるものとします。特に、両当事者は以下の通り合意します。
(i) EU SCC の第 7 条は適用されないこと。
(ii) モジュール 2 については、第 9 項(a) のオプション 2（一般的承認）が適用され、その期間は少なくとも 10 日間とすること。
(iii) 紛争解決機関は存在しないこと（第 11 条）。
(iv) 第 17 条に基づくオプション 2 が適用され、本合意で特定されている加盟国の法律が適用されること。加盟国の法について合意に至らない場合は、アイルランドの法律が適用されること。
(v) 第 18 条の裁判所の選択は、本合意において合意される通りとし、加盟国の裁判所について合意に至らない場合は、



アイルランドの裁判所とすることに合意すること。EU SCC の Annex 1 は以下の通りとします。
(i) セクション A に基づき、他方当事者は「データ輸出者」となって管理者の役割を担い、Clarivate は「データ輸入者」となって処理者の役割を担うものとします。両当事者の住所と連絡先担当者は本合意、Clarivate の注文書、又は更新通知に記載の通りとします。
(ii) セクション B に基づき、移転の説明（個人データが移転されるデータ主体のカテゴリ、移転される個人データのカテゴリ、機微データの移転（該当する場合）、移転の頻度、処理の内容、データ移転とさらなる処理の目的、保持期間又は保持基準。（副）処理者への移転の場合は主題、処理の内容と期間もあわせて）を本合意に規定するか、[Clarivate のデータ処理に関する追加条件](#) の Appendix A（データ処理の詳細）に定めるものとします。
(iii) セクション C に基づき、管轄の監督当局は、EU SCC の第 13 条で特定されているデータ輸出者、及び／又は Clarivate の EU スペイン代表（Agencia Española de Protección de Datos (AEPD)）に対して管轄権を有する当局とします。EU SCC の Annex 2 に基づいて必要とされる情報については、本合意に規定するか、[Clarivate のデータ処理に関する追加条件](#) の Appendix B（技術的及び組織的対策）で定めるものとします。EU SCC の Annex 3（モジュール 2 関連）に基づいて必要とされる情報は、[こちら](#)から入手可能です。

3. **UK データ移転** Clarivate がイギリス（「英国」）外に拠点を置き、英国で採択された GDPR（「英國 GDPR」）によって保護されている個人データを受け取る場合で、英國の十分性認定に関する規則に基づき十分性認定が適用されない範囲で、両当事者は、英國データ保護機関によって発行された「EU 委員会標準契約条項への国際データ移転に関する補遺（バージョン B1.0、2022 年 3 月 21 日発効）」（「英國補遺」）により改正された段落 2 で規定されている形式で EU SCC を締結することに合意するものとします。これは、参照により本合意に組み込まれたとみなされます。
4. **FADP に基づくデータ移転** Clarivate がスイス国外に拠点を置き、スイス連邦データ保護法（「FADP」）に基づいて個人データを受領するものの、FADP に基づく十分性認定が適用されない範囲で、両当事者は、段落 2 で規定されている形式で EU SCC を締結することに合意します。当該段落は以下のように修正されたものとします。
(i) GDPRへの言及は、FADP の対応する規定を指すものと解釈されます。
(ii) 「EU」、「連合」、「加盟国」、及び「加盟国の法」への言及は、場合により、スイス及びスイス法を指すものと解釈されます。
(iii) Annex I に記載されている管轄の監督当局は、Eidgenössischer Datenschutz- und Öffentlichkeitsbeauftragter とします。
(iv) スイス法が適用されます（第 17 条）。
(v) 第 18 条の裁判所及び管轄の選択は、スイスとします。
(vi) 第 18 条(c)の「加盟国」という語は、いかなる形式であれ、スイスに居住地を置くデータ主体が補償を請求することを禁止するものと解釈してはなりません。
5. **代替移転メカニズム** Clarivate が、データ保護法に準拠した個人データの移転に関して、データ保護法に定める代替データ移転メカニズム（EU SCC の新版や後継を含み、以下「代替移転メカニズム」と総称します）を実施又は採用した場合、当該代替移転メカニズムは、本合意に記載された移転メカニズムに代わり適用されます。管轄裁判所又は監督機関の命令により、本合意に記載されている手段では、個人データを正しく移転することができなくなった場合（理由の如何を問いません）、Clarivate は、個人データの適法な移転を可能にするために合理的に必要な追加の手段や保護手段を実施することができます。
6. **優先性** 両当事者は、本合意に基づくサービスに関して両当事者がこれまでに合意した個人データの越境移転を規制する既存の条項が本条に置き換えられることに合意します。個人データの処理に関して本条と本合意の残りの部分との間に矛盾又は齟齬が生じた場合、以下の文書の規定が（以下の順序で）優先されるものとします。
(i) EU SCC。
(ii) 本条。
(iii) Clarivate のデータ処理に関する追加条件。
(iv) 本合意の残りの部分（ここに定められた優先順位に従って解釈されるものとします）。

オプション 3 : Clarivate は管理者として行動し、他方当事者は処理者として行動します。



当事者間の合意（「本合意」）に基づく越境データ移転。

1. **本合意の当事者**（単独で「当事者」または総称して「両当事者」といいます）間における越境データ移転 「処理者」として行動する Clarivate の契約パートナー又は Clarivate の顧客は、本合意に基づく当事者の個人データの処理に適用されるあらゆるデータ保護及びプライバシー法（「データ保護法」）の下で、当該データ保護法に基づく越境データ移転の規定を遵守することを条件として、サービスに関連して処理される個人データ（「個人データ」）を、第三国に拠点を置くデータ受領者に移転することができます。
2. **GDPRに基づくデータ移転** Clarivate が、EU 一般データ保護規則（「GDPR」）に基づいて保護される個人データを他方当事者に移転し、かつ当該他方当事者が欧州連合（「EU」）／欧洲経済領域（「EEA」）外の国又は地域に登記事務所を有し、GDPR 第 45 条(3) の意味において十分性の認定が当該移転に適用されない場合、両当事者は、本合意を締結することにより、欧州委員会が採択し、隨時更新される [GDPRに基づく第三国への個人データ移転に関する標準契約条項](#)（「EU SCC」）、特にモジュール 2（管理者と処理者間）を締結することに合意します。EU SCC は本合意及び Clarivate 規約に組み込まれたとみなされるものとし、Clarivate は「データ輸出者」、他方当事者は「データ輸入者」になるものします。特に、両当事者は以下の通り合意します。
(i) EU SCC の第 7 条は適用されないこと。
(ii) 第 9 条(a) のオプション 1（個別の事前承認）が適用され、その期間は少なくとも 3 か月とすること。
(iii) 紛争解決機関は存在しないこと（第 11 項）。
(iv) 第 17 条に基づくオプション 2 が適用され、本合意で特定されている加盟国の法律が適用されること。加盟国の法について合意に至らない場合は、アイルランドの法律が適用されること。
(v) 第 18 条の裁判所の選択は、本合意において合意される通りとし、加盟国の裁判所について合意に至らない場合は、アイルランドの裁判所とすることに合意すること。
EU SCC の Annex 1 は以下の通りとします。
(i) セクション A に基づき、Clarivate は「データ輸出者」となって管理者の役割を担い、他方当事者は「データ輸入者」となって処理者の役割を担うものとします。両当事者の住所と連絡先担当者は本合意、注文書、又は更新通知に記載の通りとします。
(ii) セクション B に基づき、移転の説明（個人データが移転されるデータ主体のカテゴリ、移転される個人データのカテゴリ、機微データの移転（該当する場合）、移転の頻度、処理の内容、データ移転とさらなる処理の目的、保持期間又は保持基準。
(副) 処理者への移転の場合は主題、処理の内容と期間もあわせて）を本合意に規定するか、両当事者間の Appendix 又は追加条件に定めるものとします。
(iii) セクション C に基づき、管轄の監督当局は、EU SCC の第 13 条で特定されているデータ輸出者に対する管轄権を有する当局とします。
EU SCC の Annex 2 及び 3 に基づいて必要とされる情報については、本合意で規定するか、両当事者間で合意するものとします。
3. **UK データ移転** Clarivate が英国で採択された GDPR（「UK GDPR」）によって保護されている個人データを他方当事者に移転する場合で、当該他方当事者が英国外の国又は地域に登記事務所を有し、英国の十分性認定に関する規則に基づき十分性の認定が適用されない範囲で、両当事者は、英国データ保護機関によって発行された「EU 委員会標準契約条項への国際データ移転に関する補遺（バージョン B1.0、2022 年 3 月 21 日発効）」（「英國補遺」）により改正された段落 2 で規定されている形式で EU SCC を締結することに合意するものとします。これは、参照により本合意に組み込まれたとみなされます。
4. **FADPに基づくデータ移転** Clarivate が、スイス連邦データ保護法（「FADP」）に基づいて保護される個人データを他方当事者に移転する場合で、当該他方当事者がスイス国外の国や地域に登記事務所を有し、FADP に基づく十分性認定が適用されない範囲で、両当事者は、段落 2 で規定されている形式で EU SCC を締結することに合意します。当該段落は以下のように修正されるものとします。
(i) GDPRへの言及は、FADP の対応する規定を指すものと解釈されます。
(ii) 「EU」、「連合」、「加盟国」、及び「加盟国の法」への言及は、場合により、スイス及びスイス法を指すものと解釈されます。
(iii) Annex I に記載されている管轄の監督当局は、Eidgenössischer Datenschutz- und Öffentlichkeitsbeauftragter とします。
(iv) スイス法が適用され



ます（第 17 条）。(v) 第 18 条の裁判所及び管轄の選択は、スイスとします。(vi) 第 18 条(c) の「加盟国」という語は、いかなる形式であれ、スイスに居住地を置くデータ主体が補償を請求することを禁止するものと解釈してはなりません。

5. **代替移転メカニズム** 管轄裁判所又は監督機関の命令により（理由を問いません）、又はデータ保護法に従い適法に個人データを移転するためには、本合意に記載された手段に依拠できないとの結論に至った場合には、当事者は、個人データの適法な移転を可能とするために合理的に必要とされる代替的又は追加的な措置若しくは保護手段の実施について、誠意をもって合意するものとします。
6. **優先性** 両当事者は、本合意に基づくサービスに関して両当事者がこれまでに同意した個人データの越境移転を規制する既存の条項が本項に置き換えられることに合意します。個人データの処理に関する本条と本合意の残りの部分の間に矛盾又は齟齬が生じた場合、以下の文書の規定が（以下の順序で）優先されるものとします。(i) EU SCC。(ii) 本条。(iii) 本合意の一部を成すデータ処理に関する合意。(iv) 本合意の残りの部分（ここに定められた優先順位に従って解釈されるものとします）。

オプション 4：両当事者が処理者として行動します。Clarivate 又は Clarivate の法人は処理者として行動し、他方当事者は処理者として行動します。

当事者間の合意（「本合意」）に基づく越境データ移転。

1. **越境データ移転** お客様は、データ処理者（及び当社の顧客に対する副処理者）としての役割を遂行し、本合意に基づく当事者の個人データの処理に適用されるあらゆるデータ保護及びプライバシー法（「データ保護法」）の下で、当該データ保護法に基づく越境データ移転の規定を遵守することを条件として、本合意に基づいて提供されるサービスに関する処理される個人データ（「個人データ」）を、第三国に拠点を置くデータ受領者に移転することができます。
2. **GDPRに基づくデータ移転** 当社が EU 一般データ保護規則（「GDPR」）に基づいて保護されている個人データをお客様に移転し、かつお客様が欧州連合（「EU」）／欧州経済領域（「EEA」）外の国又は地域に登記事務所を有し、GDPR 第 45 条(3) の意味において十分性の認定が当該移転に適用されない場合、お客様と当社は、欧州委員会が採択し、隨時更新される [GDPRに基づく第三国への個人データ移転に関する標準契約条項（「EU SCC」）](#)、特にモジュール 3（処理者間）を締結することに合意します。EU SCC は本合意に組み込まれているとみなされるものとし、当社は「データ輸出者」、お客様は「データ輸入者」になるものとします。特に、お客様と当社は以下の通り合意します。(i) EU SCC の第 7 条は適用されないこと。(ii) 第 9 条(a) のオプション 1（個別の事前承認）が適用され、その期間は少なくとも 3 か月とすること。(iii) 紛争解決機関は存在しないこと（第 11 項）。(iv) 第 17 条に基づくオプション 2 が適用され、本合意で特定されている加盟国の法律が適用されること。加盟国の法について合意に至らない場合は、アイルランドの法律が適用されること。(v) 第 18 条の裁判所の選択は、本合意において合意される通りとし、加盟国の裁判所について合意に至らない場合は、アイルランドの裁判所とすることに合意すること。EU SCC の Annex 1 は以下の通りとします。(i) セクション A に基づき、当社は「データ輸出者」となってデータ処理者の役割を担い、お客様は「データ輸入者」となってデータ処理者の役割を担うものとします。お客様と当社の住所と連絡先担当者は本合意に記載の通りとします。(ii) セクション B に基づき、移転の説明（個人データが移転されるデータ主体のカテゴリ、移転される個人データのカテゴリ、機微データの移転（該当する場合）、移転の頻度、処理の内容、データ移転とさらなる処理の目的、保持期間又は保持基準。（副）処理者への移転の場合は主題、処理の内容と期間をあわせて）を本合意に規定するものとします。(iii) セクション C に基づき、管轄の監督当局は、EU SCC の第 13 条で特定されているデータ輸出者、及び／又は Clarivate の EU スペイン代表（Agencia Española de Protección de Datos (AEPD)）に対する管轄権を有する当局とします。



EU SCC の Annex 2 に基づいて必要とされる情報については、本合意に規定するか、 [Clarivate のデータ処理に関する追加条件](#) の Appendix B (技術的及び組織的対策) で定めるものとします。EU SCC の Annex 3 (モジュール 4 関連) に基づいて必要とされる情報は、[こちら](#)から入手可能です。

3. **UK データ移転** 当社が、英国で採択された GDPR によって保護されている個人データをお客様に移転し、お客様が英国外の国又は地域に登記事務所を有し、英国の十分性認定に関する規則に基づき十分性の認定が適用されない範囲で、お客様と当社は、英国データ保護機関によって発行された「EU 委員会標準契約条項への国際データ移転に関する補遺（バージョン B1.0、2022 年 3 月 21 日発効）」により改正された段落 2 で規定されている形式で EU SCC を締結することに合意するものとします。これは、参照により本合意に組み込まれたとみなされます。
4. **FADP に基づくデータ移転** 当社が、スイス連邦データ保護法（「FADP」）に基づいて保護される個人データをお客様に移転する場合で、お客様がスイス国外の国又は地域に登記事務所を有し、FADP に基づく十分性認定が適用されない範囲で、お客様と当社は、段落 2 で規定されている形式で EU SCC を締結することに合意します。当該段落は以下のように修正されるものとします。
(i) GDPR への言及は、FADP の対応する規定を指すものと解釈されます。
(ii) 「EU」、「連合」、「加盟国」、及び「加盟国の法」への言及は、場合により、スイス及びスイス法を指すものと解釈されます。
(iii) Annex I に記載されている管轄の監督当局は、Eidgenössischer Datenschutz- und Öffentlichkeitsbeauftragter とします。
(iv) スイス法が適用されます（第 17 条）。
(v) 第 18 条の裁判所及び管轄の選択は、スイスとします。
(vi) 第 18 条(c) の「加盟国」という用語は、スイスに居住地を置くデータ主体が補償を請求することを禁止するものと解釈してはなりません。
5. **代替移転メカニズム** 管轄裁判所又は監督機関の命令により（理由を問いません）、又はデータ保護法に従い適法に個人データを移転するためには、本合意に記載された手段に依拠できないとの結論に至った場合には、当事者は、個人データの適法な移転を可能とするために合理的に必要とされる代替的又は追加的な措置若しくは保護手段の実施について、誠意をもって合意するものとします。
6. **優先性** お客様は、本合意に基づくサービスに関してお客様と当社がこれまでに合意した個人データの越境移転を規制する既存の条項が本条に置き換わることに合意します。個人データの処理に関して本条と本合意の残りの部分との間で矛盾又は齟齬が生じた場合、以下の文書の規定が（以下の順序で）優先されるものとします。
(i) EU SCC。
(ii) 本条。
(iii) 本合意の一部を成すデータ処理に関する追加条件。
(iv) 本合意の残りの部分（ここに定められた優先順位に従って解釈されるものとします）。